

1 制限措置等

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
1	小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）	1	5トン未満	48キロワット（15馬力）以下	別記1	1月1日から12月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第一種（山口県外海を操業区域とする小手繰網）及び小型機船底びき網手繰第二種（下関許容海域、油谷湾許容海域及び萩湾許容海域を操業区域とするえびこぎ網）の許可を有しない者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年6月14日から令和7年7月13日まで（一月）

3 許可の有効期間

許可の有効期間の末日は、既存同許可の有効期間の末日と同日とする。

別記 1

次のアからエまでの点を順次結んだ線、長門市仙崎王子山青海大橋橋台中央点と同市仙崎今浦町青海大橋橋台中央点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。

ア 長門市松島北端

イ 長門市幸島東端

ウ 長門市三ツ子岩頂上

エ 長門市通津小浦南端